平成２３年（フ）第７７５号
大阪市淀川区東三国４丁目５番５号
債務者　大久保幸一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７６号
大阪府吹田市山田西３丁目52番Ｃ―220号
債務者　小酒井八重子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３号
大阪府吹田市内本町３丁目33番13号
債務者　出口　尚美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５号
大阪市東住吉区田辺５丁目６番２号、前住所大阪市東住吉区北田辺４丁目９番17号　プライムメゾン北田辺503号
債務者　友定　信子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６号
大阪市生野区巽東４丁目４番４号
債務者　太田　朋子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２号
大阪市城東区関目４丁目10番１―805号
債務者　加用　幸恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４号
大阪市北区南森町２丁目３番31―904号
債務者　本田　孝一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０３号
大阪府吹田市吹東町50番13号
債務者　矢野　利恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６号
大阪市住吉区住吉１丁目10番２号　アメニティハイツ101号
債務者　羽田　恒志
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３号
栃木県宇都宮市細谷町642番地　県営細谷住宅12棟32号
債務者　越雲きぬえ
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７号
栃木県さくら市氏家3232番地19
債務者　坂本　修一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８号
栃木県さくら市氏家3232番地19
債務者　坂本麻衣子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３号
栃木県宇都宮市戸祭町3065番地４　レオパレス戸祭２―104、前住所神奈川県横浜市中区西之谷町78番地20　千代崎サンアパート２―Ｄ号室
債務者　佐藤　　登
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1647番地13
債務者　大宮　佳孝
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９号
栃木県宇都宮市平松本町363番地　トーコーハイツＢ棟202号
債務者　加藤　　満
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５号
栃木県日光市倉ケ崎669番地１　２―４―２
債務者　橿渕　弘美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係